

## 【概要版】舞鶴市近代化遺産保存計画

### 【1】はじめに

舞鶴に近代化の転機が訪れたのは明治34年の海軍鎮守府の開設です。軍港建設だけでなく新たな市街地の整備、道路や鉄道の敷設、水道の普及等が進められ、今も私たちの生活を支えています。本計画は、これら舞鶴の近代化遺産を次世代に継承するための指針を定めるものです。

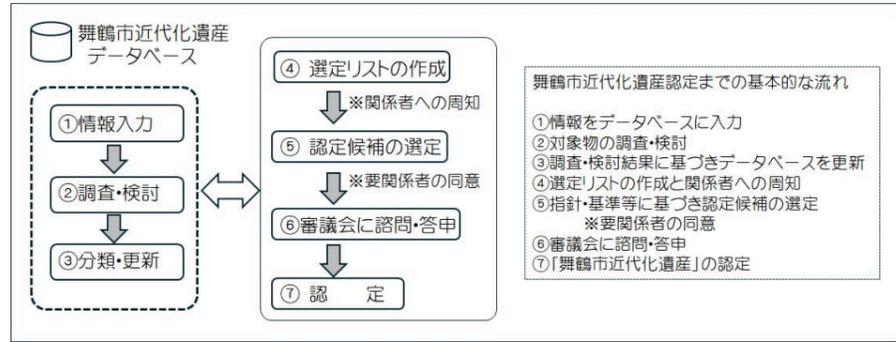


図1 調査から認定までのフロー

### 【2】埋もれた近代化遺産

鎮守府開庁に伴う軍事施設の建設だけでなく、新市街地が形成され多くの建造物が今日も現存しています。これまで特段保存について検討もされず、結果として放置されているものが多くあります。今日では近代化遺産としての貴重な価値が認められるのも少なくありません。まず現状を調査して次世代へ継承するための取り組みを進めなければなりません。

### 【3】近代化遺産のリストアップ

近代化遺産と市民生活が密接に関わっていることの理解は、今後の取り組みを進める上で不可欠です。特に旧軍事施設以外の市民生活に関連した建造物については、軍都として整備される過程で発展してきたという歴史的背景を、市民が身近なものとして理解するために適切な働きかけが必要です。

### 【4】分類

舞鶴海軍鎮守府の開設に伴い多岐にわたる用途の施設が建造されました。また、多くの人材が集められたことで、新たに都市が形成され、新市街地には商業エリアが発展し、当時の生活様式がうかがい知れる建造物が数多く現存しています。基本的には建設当初の用途等によって分類し、データベースを作成します。分類項目は、旧軍、産業・交通・土木・生活を大分類項目とし、それぞれについて用途などを小分類に区分して整理します。この分類を基本として、データベースの作成に反映させます。

表1 大分類表

旧 軍	軍事目的（攻撃、防御、補給）のみに供されるもの
産 業	農林水産業等(第1次産業)、製造業・鉱業等（第2次産業）、商業・金融業等（第3次産業）に供されるもの
交 通	鉄道、橋梁、道路に供されるもの
土 木	河川、港湾、上下水道に供されるもの
生 活	生活全般に関わるもの。教育、行政、住宅、医療、公衆衛生、宗教等に供されるもの、記念碑を含む

### 【5】データベースの項目

作成するデータベース個票に記録する項目とその主な内容は次のとおりとします。

表2 舞鶴近代化遺産データベース【個票】

項目名	内 容
【分 類】	大分類 小分類
【基本情報】	当初の名称 用途 住所 現在の名称
【概要・保存】	種別 構造種別 階層 敷地規模 建物規模 建造年 文化財種別 保存ランク 保存方針 基礎遺構 保存状態 利用状況 調査日 調査者 所有者等 文献資料の有無 位置情報 添付写真 図面

### 【6】保存指針

現存する建造物は、保存状態、立地、機能、安全性に加えて、所有・管理体制、文化財価値、資産価値などが異なるため、保存の手法や市の関わり方はケースバイケースです。保存基準を明確にすることは、関係者や地域住民などが、近代化遺産を理解し価値を再認識することに繋がります。そのため、物件ごとに保存する、活用する、維持管理する、経過観察する、記録するの保存指針の区分をし、舞鶴市近代化遺産の認定に向けた措置を実施します。

表3 保存指針

項 目	内 容
保存する	定めた「望ましい状態」が持続できるように手を施す
活用する	可能な限り公開する、立ち入りできるようにする
維持管理（現状維持）する	遺産へアクセス（近付く、外観を目視する）できる状態にする
経過観察する	遺産に対し特段の積極的な措置を行わない
記録する	図面・写真等の記録、遺産の一部を現物保存する

近代化遺産を次世代に継承するには市の積極的な関与が大切です。近代化遺産の所有者・関係者には、舞鶴市の他に、他の官公庁（財務省、防衛省、京都府等）、民間企業（工場、倉庫等）、個人（住宅、店舗等）があります。市にとって現存する対象建造物は、いずれも大切な近代化遺産であり、関係者等に対して価値を正しく伝え、所有者等だけでなく市も主体となり、保存指針に基づいて保存・活用・維持管理などに適切に関与していきます。

### 【7】保存基準

保存基準や保存状態を明確にすることは、認定時の評価に必要不可欠です。保存状態ランクは、近代化遺産の保存を進める所有者等および舞鶴市双方にとって合理的で明確な内容でなければなりません。後年の改変や残存の程度に応じ残存の程度（%）の算定の基準に応じて保存状態のランクを区分します。

表4 建築物の保存状態ランク

ランク	状 態
A	外観及び内部が建設当時のまま維持されている
B	外観は建設当時の趣を残しているが内部は改変されている
C	外観はかなり改変されており内部の改修も推察される
D	外観・内部ともに改変されているが主要構造は保存されている
E	遺構として残っている

表5 土木構造物等の保存状態ランク

ランク	状 態
A	構造物及び付帯施設が建設当時のまま維持されている
B	構造物は建設当時の趣を残しているが付帯施設が改変されている
C	構造物は建設当時の趣を残しているが付帯施設がほとんど現存しない
D	構造物は大きく改変されている
E	遺構として残っている



図2 認定プレート案

### 【8】保存の意義 【9】審議会 【10】認定と周知 【11】近代化遺産を取り巻く景観の保全 【12】市民への啓発

保存指針や基準、保存状態などから、後世に継承すべき近代化遺産として選定リストに記載した対象物について、舞鶴市近代化遺産保存審議会による「認定」について諮問・答申を経て、市は認定近代化遺産として所有者等に通知します。後年、認定の基準等から逸脱する状況となった場合は認定を解除しますが、データベースの記録は保持します。

近代化遺産に関する情報は市民に継続的な情報提供や啓発事業が必要です。連続講座の開講、未公開施設の公開、広報まいつるやSNS等の媒体を通じた適切な情報共有など、様々な手法について市が主体性をもって取り組むことが重要です。また現況図面や模型等の作成とその公開展示等、次世代にビジュアルを継承できるようにすることも大変重要です。

### 【13】国登録・市の文化財指定への積極的な取り組み 【14】対象物の存続または記録

認定された舞鶴市近代化遺産が「文化財」として確実に継承されるよう、国の有形文化財としての登録を積極的に支援します。また、市の指定文化財としてより適切な保護が図られるよう、指定候補物件として調査を進めます。舞鶴の認定近代化遺産が、国登録有形文化財、市指定文化財になることによって、市民全体にとってより誇らしい存在となります。

### 【15】おわりに

舞鶴の近代化遺産は文字や写真だけでは伝えきれない各時代の生活や歴史文化を語り続ける生きた証人です。軍都の最盛期を知る人々が限られていく中で、近代化遺産にさらなる歴史を刻み価値を与えるのは「人」に他なりません。歴史を熟成させ、文化を継承するためには、それを担う人材を育てることが大切です。そのことが、舞鶴の歴史まちづくりに大いに資するに違いありません。